東京圏から各務原市へ移住される方へ

令和７年４月１日改訂版

各務原市東京圏からの移住支援金事業

東京２３区（在住者又は通勤者）から各務原市へ移住する方で、下記の１～５に当てはまる方を支援します。

支援金額

単身者　**60万円**

２人以上の世帯　**100万円**

※3.テレワークで就業継続する方の場合
単身者　30万円
２人以上の世帯　50万円

※18歳未満世帯員の帯同　1世帯につき30万円加算

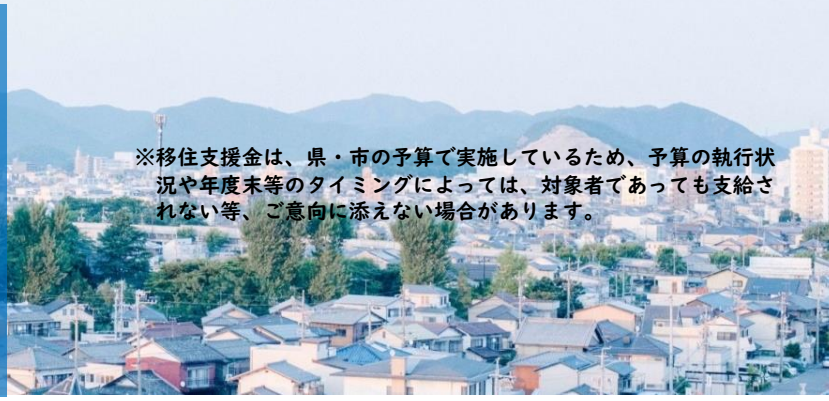

※移住支援金は、県・市の予算で実施しているため、予算の執行状況や年度末等のタイミングによっては、対象者であっても支給されない等、ご意向に添えない場合があります。

１．都道府県が選定した中小企業等の求人に応募して就業した方

⇒岐阜県では、岐阜県総合人材チャレンジセンター（通称「ジンチャレ！」）ウェブサイト内にあるマッチングサイトに、移住支援金の対象求人を掲載します。
詳しくは「**ジンチャレ！**」で検索するか、右の二次元コードからご確認ください。

(二次元コード)

２．専門人材として県内企業に就業した方

⇒事業開発や経営分野などの専門的な経験や知識、技能を有しており、岐阜県が実施するプロフェッショナル人材確保事業又は地域金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業する方です。

３．テレワークで就業継続する方

⇒所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークにより引き続き行う方です。

４．各務原市の関係人口として認められた方

⇒移住前から各務原市や地域の人々との継続的な関わりを持っている方で、市内での就業・起業等の条件に当てはまる方です。

５．社会的事業分野で起業した方

⇒岐阜県産業経済振興センターが募集する「スタートアップ等創業支援事業費補助金」の交付決定を１年以内に受けた方が対象となります。補助を受けるには、地域が抱える課題解決、独創性・革新性等の観点での審査があります。

対象者の詳しい要件や申請等については、「市ウェブサイト（右の二次元コード）」及び裏面の「チェックリスト」にてご確認ください。

(二次元コード)

移住支援金の交付までの流れ　申請のタイミングにご注意ください！

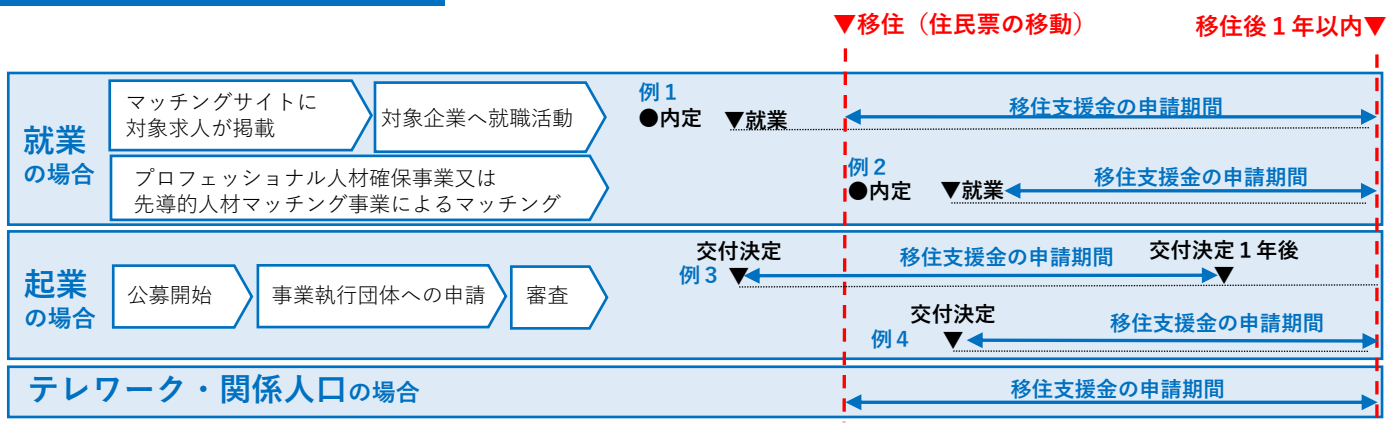

問い合わせ先：かかみがはらオープンクラス（電話：058-382-1194）、各務原市広報課（電話：058-383-1900）

移住支援金の対象　チェックリスト

（共通）

□ 次のいずれにも該当する。

□ 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住、又は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県　をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた。

□ 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住、又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京２３区内への通勤をしていた（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３ケ月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

※【一都三県の条件不利地域の市町村】

・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

□ 通学期間を移住元の期間とする場合は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であること。通学期間については、修業年限を上限（ただし高等専門学校は２年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

□ 移住支援金の申請時において、転入後１年以内である。

□ １８歳未満の世帯員は、申請日が属する年度の４月１日時点において１８歳未満である。

□ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思がある。

⇒ **５年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**

□ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。

□ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。

□申請者及び世帯員が、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。

（就業（一般）の場合）

□ 就業先が、国の移住支援事業に係る都道府県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人のうち、当該都道府県が移住支援金の申請対象として選定している求人である。

□ 就業者の３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。

□ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。

□ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。

□ 当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有している。

□ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

（就業（専門人材）の場合）

□勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在している。

□岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者である。

□ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。

□ 当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有している。

□ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

□ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

（テレワークの場合）

□所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。

□移住先でテレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない）し、かつ週２０時間以上テレワークを実施する。

□デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から移住に関して資金提供を受けていない。

（関係人口の場合）

□移住先の市町村により、本事業における関係人口（移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者）であると認められている。

（起業の場合）

□ 申請日以前の１年以内にスタートアップ等創業支援事業費補助金の交付決定を受けている。

KAKAMIGAHARA OPEN CLASS

移住支援金について不明な点があれば下記までお問い合わせください。

移住定住総合相談窓口「かかみがはらオープンクラス」

場　　所：各務原市那加桜町1-69
（市役所3階　広報課内）
営業日時：午前9時～午後5時（平日）
連 絡 先 ：058-382-1194、058-383-1900

各務原市の魅力を発信中！
移住定住ウェブサイト
「OUR FAVORITE KAKAMIGAHARA」

Our FAVORITE Kakamigahara